

税務情報

国税庁 — 改正消費税経理通達の発遣及び消費税経理通達関係 Q&A の改訂

消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合において、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行ったときは、原則としてその課税仕入れについては仮払消費税等の額はなく、仮に仮払消費税の額として経理をした金額があっても、その経理をした金額を対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うこととされています。

この点について、12月14日に公表され、12月22日に閣議決定された「[令和6年度税制改正の大綱](#)」(PDF 603KB) P.76～77には、簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下、「2割特例」）を適用する事業者が、2023年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として、その課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率が適用されるものである場合には108分の8）を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しが行われる旨が明記されました。

これは、簡易課税制度や2割特例を適用する事業者については適格請求書の保存が仕入税額控除の要件とされていないことを踏まえ、インボイス制度の円滑な実施の観点から、小規模事業者の事務負担を軽減するために行われる見直しです。

この大綱の記述を受け、国税庁は12月27日、以下の改正消費税経理通達を発遣しました。

■ [「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」等の一部改正について](#) (法令解釈通達)

本通達に「1の2」及び「経過的取扱い(2)」が新設され、法人が、簡易課税制度又は2割特例が適用される課税期間を含む事業年度において税抜経理方式を適用している場合で、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率が適用されるものである場合には、108分の8）を乗じて算出した金額をその課税仕入れに係る取引の対価の額と区分して経理をしているときは、継続適用を

条件として、その金額を仮払消費税等の額とすることができる旨が明らかにされました。

同じく新設された「経過的取扱い(1)」によれば、この改正後の取扱いは、**2023年10月1日**以後に国内において法人が行う課税仕入れに係る消費税について遡及適用することとされています。

また、国税庁は同日、改正消費税経理通達の発遣に伴い、以下の消費税経理通達関係 Q&A の改訂版を公表しました。

■ [消費税経理通達関係 Q&A \(令和3年2月\) \(令和5年12月改訂\)](#)

この Q&A は、インボイス制度導入後の法人税の所得金額の計算における消費税及び地方消費税の取扱いを、具体的な事例を用いて Q&A 形式(全11問)で解説するものですが、上記の改正消費税経理通達の内容を反映する改訂が行われています。

KPMG 税理士法人

〒106-6012

東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

TEL: 03-6229-8000

FAX: 03-5575-0766

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル15F

TEL: 06-4708-5150

FAX: 06-4706-3881

〒450-6426

愛知県名古屋市中村区名駅3-28-12

名古屋ビルヂング26F

TEL: 052-569-5420

FAX: 052-551-0580

〒600-8216

京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町843-2

日本生命京都ヤサカビル7F

TEL : 075-353-1270

FAX : 075-353-1271

〒730-0031

広島県広島市中区紙屋町2-1-22

広島興銀ビル7F

TEL: 082-241-2810

FAX: 082-241-2811

〒810-0001

福岡県福岡市中央区天神1-12-14

紙与渡辺ビル8F

TEL: 092-712-6300

FAX: 092-712-6301

info-tax@jp.kpmg.com
kpmg.com/jp/tax

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.